

食材料費(副食材料費)の補足給付事業の手続きについて

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、一定の条件を満たした世帯に対し、副食材料費(おかず代)の負担を軽減する「補足給付事業」の手続き方法は次のとおりとなります。

○給付対象経費

副食材料費(おかず代)

○給付対象者

- ・ 年収360万円未満相当世帯の児童・第3子以降の児童
 - ・ 市町村民税を課されない世帯の児童
- (詳細は裏面をご覧ください。)

○給付上限額

月額4,500円

区分	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当の世帯の児童	給付対象		
年収360万円以上相当の世帯の児童	保護者負担		

○給付を受ける手続きについて

- ① 「岩沼市実費徴収(副食材料費)に係る補足給付事業対象通知書」にて対象となった旨の通知があった方については、当事業の対象者となります。通っている施設へ副食材料費を支払い、施設から「実費徴収に係る領収書(補足給付事業関係費用)」を受け取ってください。

◎年度ごとの給付申請手続きスケジュール

なお、対象外通知を受けた方の中には、対象か否か判定できなかったため対象外通知を送付している場合もありますので、裏面をご覧ください。

請求期間	請求書の提出期間
1～3月	4月1日～4月20日
4～8月	9月1日～9月20日
9～12月	翌年4月1日～4月20日

- ② 右の表のとおり、対象となる月の副食材料費について、提出期間内に「岩沼市実費徴収(副食材料費)に係る補足給付請求書」に「実費徴収に係る領収書(補足給付事業関係費用)」を添付して、市役所子ども福祉課に提出してください。

★対象者算定について

- ・ 当事業の対象であるか否かの判定は、4月と9月に行います。
- ・ 年度途中での施設入園等の場合は、施設に入園した月からの判定を行います。
- ・ 世帯構成に変更があった場合等は、子育てのための施設等利用給付認定の変更申請の手続きを行ってください。このことにより世帯全体の市町村民税額が変更となり、給付対象となる場合や対象外となる場合は、市役所子ども福祉課から通知します。また保護者の税額に変更があった場合も、市役所子ども福祉課へお知らせください。

「岩沼市実費徴収(副食材料費)に係る補足給付請求書」の様式は、通っている施設に用意してあります。

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係
電話 0223-23-0826

【参考】

○「市町村民税を課されない世帯」とは・・・

保護者のいずれもが、以下の条件に当てはまる世帯のことです。

- I 市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者
- II 生活保護法に規定する被保護者
- III 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四に規定する里親である保護者

★一度「岩沼市実費徴収（副食材料費）に係る補足給付事業対象外通知書」を受けた方でも、上記の場合は対象となりますので、以下の書類を添付の上、申請の手続きを行ってください。

1. 対象区分がⅠの場合（市町村民税が免除された方）

- (1) 請求期間が4月～8月で請求月が属する年の前年の1月1日現在の住所が岩沼市外だった場合
 - ① 父母又は父母以外の生計中心者の前年1月1日を賦課年度とする市町村民税が免除されたことが分かる証明書
- (2) 請求期間が9月～12月で請求月が属する年の1月1日現在の住所が岩沼市外だった場合
 - ① 父母又は父母以外の生計中心者の現年1月1日を賦課年度とする市町村民税が免除されたことが分かる証明書
- (3) 請求期間が1月～3月で請求月が属する年の前年の1月1日現在の住所が岩沼市外だった場合
 - ① 父母又は父母以外の生計中心者の前年1月1日を賦課年度とする市町村民税が免除されたことが分かる証明書

2. 対象区分がⅡの場合（生活保護を受けている方）

- (1) 生活保護受給者証写し又は受給証明書

3. 対象区分がⅢの場合（里親の方など）

- (1) 小規模住居型児童養育事業を行う者であることが分かる書類又は、里親であることが分かる書類

○その他御確認いただきたいこと

- ・ 算定に当たっては、市町村民税の額を基礎とします。転入等により市町村民税の課税情報が岩沼市にない場合は、判定ができません。判定を希望される場合は、課税状況の分かる書類（課税証明書など）を提出していただくようになります。
- ・ 当該給付認定児童のきょうだいについて、構成の変更（当該児童に兄や姉ができた等）や状況の変更（兄や姉が幼稚園・保育所等を利用し始めた等）があった場合は、当該児童が第3子以降であると認定されることがあります。変更があった場合は、市役所子ども福祉課へ御相談いただくと共に、「子どものための教育・保育給付認定変更届」を必要に応じて提出していただきますようお願いします。